

お取引企業様 各位

平成27年2月吉日
いわて県北クリーン株式会社

いわて県北クリーン株式会社 いわて第2クリーンセンター
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は更なる顧客満足の向上、利便性の向上を目指し、平成27年4月1日より、中間処理（破碎処理）の事業を追加させていただきます。詳細は下記の内容となり、弊社ホームページでもご確認いただけます。

つきましては、今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願いいたします。

敬具

－記－

①事業範囲変更内容

変更前	中間処理（焼却処理）	
変更後	中間処理（焼却処理）	<u>*追加</u> 中間処理（破碎処理）

②破碎処理品目

廃プラスチック類、木くず、がれき類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず、金属くず

以上

お問合せ先
いわて県北クリーン株式会社 営業部
TEL : 0195-42-4085（代表）
FAX : 0195-42-4550